

2025年8月

お客さま各位

「破産管財人等特殊口座開設」にかかる事務手数料の新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、破産管財人等特殊口座開設にかかる事務手数料について2025年10月1日（水）より下記のとおり新設させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 新設手数料

名称	破産管財人等特殊口座開設手数料
金額	16,500円（消費税込み） （新規口座開設または他の口座からの名義変更1口座につき）
対象となる口座	2025年10月1日以降の口座開設および他の口座からの名義変更1口座につき、次のいずれかに該当する口座 ・破産管財人 ・相続財産清算人（管理人） ・不在者財産管理人 ・遺言執行者 ・遺言整理受任者 等

2. 適用開始日

2025年10月1日（水）

以上